

国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正及び 診断書（肢体の障害）の様式変更について

1. 改正の経緯

障害年金については、障害の状態に応じて障害等級（1 級から 3 級等）を認定しており、当該認定を統一的に行うため認定基準等を策定し、通知している。

この認定基準等については、新しい医学的知見などを取り入れ、順次見直しを進めており、今回は「肢体の障害」のうち、関節の機能等について、より詳細な認定要領や診断書様式の変更を求められていたことから、平成 23 年 12 月から「障害年金の認定（関節の機能等）に関する専門家会合」を開催し、関節の機能等の医療に関する専門家による議論を踏まえ、改正を行ったところである。

2. 改正の概要

① 障害認定基準

- 各障害等級における両上肢または両下肢に係る機能障害の判定方法を「関節の動く範囲や筋力の状態」とともに、「日常生活における動作」も考慮して総合的に判断するように整理する。
- 「上肢の障害」、「下肢の障害」と「上肢及び下肢などの広範囲にわたる障害」の基準において、適用する区分が明確になっていない部分があったため、どの基準で判断するか整理した上で、それぞれの障害等級に相当する障害の状態を例示する。
- 関節の動く範囲を、原則として自動運動（自分で動かす運動）から他動運動（医師が動かす運動）により評価するよう判定方法を変更する。
- 関節の運動を評価するにあたり、各関節の「主要な運動」を明確にする。

② 診断書の様式

- 関節の動く範囲の記載について、これまで自動運動と他動運動の双方の測定値を表記させていたが、他動運動による測定値のみとするよう記載欄を変更する。
- 手足や体の切断又は離断、変形、麻痺の状態を詳細に記載できるように図式化に変更する。

3. 施行日（障害認定基準の一部改正）

平成 24 年 9 月 1 日

4. 新様式の診断書（肢体の障害用）配付開始日

平成 24 年 8 月 1 日

「障害年金の診断書（肢体の障害）」を作成される医師の皆さまへ

国民年金・厚生年金保険の診断書 「肢体の障害用（様式第120号の3）」の様式を変更しました。

肢体の障害（関節の機能等）の認定基準の見直しに伴い、「肢体の障害」の診断書の様式を変更しました。

〔主な変更点〕

1. 切断又は離断・変形・麻痺の記載欄に人体図等を挿入しました。
2. 関節可動域の記載欄は他動可動域のみとしました。
3. 関節の運動の種類に前腕（回内・回外）を追加しました。

★ **変更後の様式の診断書**を作成していただく際には、
『診断書作成の留意事項』をご参照ください。

★ **平成24年9月1日以降**は、変更後の様式の診断書により認定事務を行います。
(なお、新様式の診断書は8月1日以降に配布を行います。)

※ ご不明な点は、**日本年金機構の年金事務所**へお問い合わせください。

(お願い) 関節可動域は、健側についても記入してください。

障 害 の 状 態 (平成 年 月 日 現症)																	
部 位	運動の種類	右					左										
		関節可動域 (角度)		筋力			関節可動域 (角度)		筋力								
		強直股位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失	強直股位	他動可動域	正常	やや減	半減	著減	消失		
⑩ 関節可動域及び筋力	肩 関 節	屈 曲															
		伸 展															
	肘 関 節	内 転															
		外 転															
	前 腕	屈 曲															
		伸 展															
	手 関 節	回 内															
		回 外															
	股 関 節	背 屈															
		掌 屈															
	膝 関 節	屈 曲															
		伸 展															
	足 関 節	内 転															
		外 転															
⑪ 四肢長及び四肢囲			右					左									
	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲	上肢長	上腕囲	前腕囲	下肢長	大腿囲	下腿囲					
		cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm	cm					
⑫ 日常生活における動作の障害の程度	<p style="color: red; font-weight: bold;">補助器具を使用しない状態で判断してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%;"> <p>一人ですまることができる場合には 「○」</p> <p>一人でできてもやや不自由な場合には 「○△」</p> <p>一人でできるが非常に不自由な場合には 「△×」</p> <p>一人で全くできない場合には 「×」</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: right;"> <p>(該当する記号を下欄)</p> </div> </div>																
	日常生活における動作			右	左	日常生活における動作			右	左							
	a	つまむ	(新聞紙が引き抜けない程度)			m	片足で立つ										
	b	握る	(丸めた週刊誌が引き抜けない程度)			n	座る (正座、横すわり、あぐら、脚なげだし)										
	c	タオルを絞る	(水をきれる程度)	両手		(このような姿勢を継続する)											
	d	ひもを結ぶ		両手		o	深くおじぎ (最敬礼) をする										
	e	さじで食事をする				p	歩く (屋内)										
	f	顔を洗う	(顔に手のひらをつける)			q	歩く (屋外)										
	g	用便の処置をする	(ズボンの前のところに手をやる)			r	立ち上がる	ア 支持なし イ 支持があれば ウ 支持があれば エ 支持があつて	イ 支持があれば ウ 支持があれば エ 支持があつて								
	h	用便の処置をする	(尻のところに手をやる)			s	階段を上る	ア 手すりなし イ 手すりがあれば ウ 手すりがあれば エ 手すりがあつて	イ 手すりがあれば ウ 手すりがあれば エ 手すりがあつて								
i	上衣の着脱	(かぶりシャツを着て脱ぐ)	両手		t	階段を下りる	ア 手すりなし イ 手すりがあれば ウ 手すりがあれば エ 手すりがあつて	イ 手すりがあれば ウ 手すりがあれば エ 手すりがあつて									
j	上衣の着脱	(ワイシャツを着てボタンをとめる)	両手														
k	ズボンの着脱	(どのような姿勢でもよい)	両手														
l	靴下を履く	(どのような姿勢でもよい)	両手														
平衡機能	1 開眼での起立・立位保持の状態		2 開眼での直線の10m歩行の状態				3 自覚症状・他覚所見及び検査所見										
	ア	可能である。	ア	まっすぐ歩き通す。													
	イ	不安定である。	イ	多少転倒しそうになったりよろめいたりするがどうにか歩き通す。													
	ウ	不可能である。	ウ	転倒あるいは著しくよろめいて、歩行を中断せざるを得ない。													
⑬ 補使用用具状況	該当する数字を○で囲み、右のア・イのいずれかの使用状況を選び、〔 〕内に記載してください。						使用状況を詳しく記入してください。										
	1	〔 〕 上肢補装具	2	〔 〕 下肢補装具 (左・右)	〔ア 常時 (起床より就寝まで) 使用 イ 常時ではないが使用〕												
	3	〔 〕 杖 ()	4	〔 〕 松葉杖 (左・右)													
	5	〔 〕 車椅子	6	〔 〕 歩行車													
	7	〔 〕 その他 (具体的に)															
	8	補装具は使用していない															
⑭ ⑮	その他の精神・身体障害の状態																
⑯	(補助器具を使用しない状態で判断してください。)																
⑰	予後 (必ず記入してください。)																
⑱	備考																

関節可動域値のどちらですか。1. 患側 2. 健側

上記のとおり、診断します。 平成 年 月 日
 病院又は診療所の名称 診療担当科名
 所 在 地 医師氏名 印

(診断書を作成していただく医師に手渡すまでは、「記入上の注意」は切り離さないでください。)

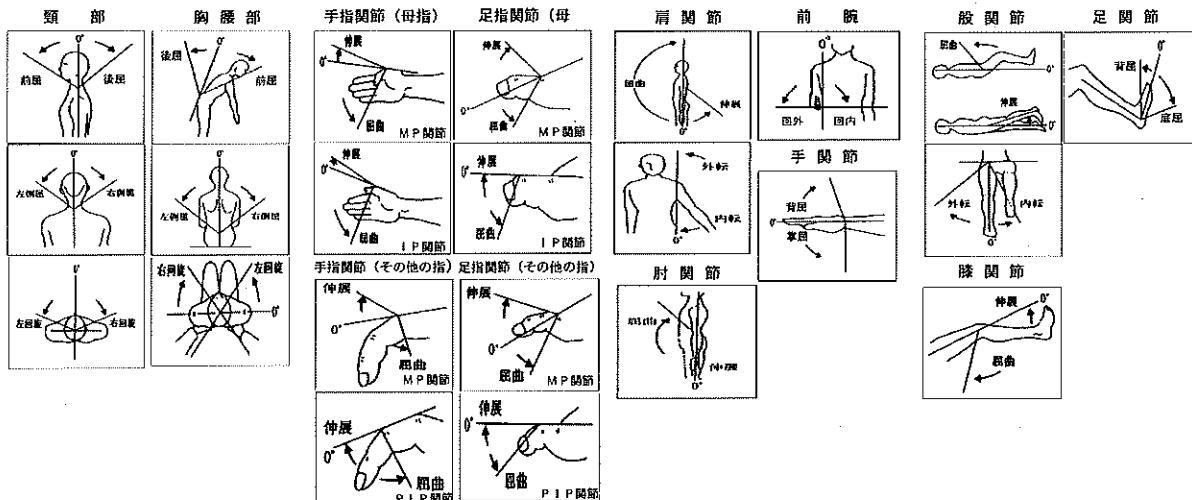
記入上の注意

- この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日(その期間内に治ったときは、その日)において、国民年金法施行令別表又は厚生年金保険法施行令別表(以下「施行令別表」という。)に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。
〔 また、この診断書は、国民年金又は厚生年金保険の年金給付の加算額の対象者となるようとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。 〕
- ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 「障害の状態」の欄は、次のことに留意して記入してください。
 - 本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要がありません。(無関係な欄は、斜線により抹消してください。)なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
 - ⑫の欄の「脊柱の他動可動域」、⑬の欄の「手(足)指関節の他動可動域」及び⑭の欄の「関節可動域」の測定は、日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会で定めた方法によってください。

(裏面へつづく)

- ⑯の欄の「筋力」の程度を表す具体的な「程度」は、次のとおりです。
 - 正 常・・・検者が手で加える十分な抵抗を排して自動可能な場合
 - やや減・・・検者が手をおいた程度の抵抗を排して自動可能な場合
 - 半 減・・・検者の加える抵抗には抗し得ないが、自分の体部分の重さに抗して自動可能な場合
 - 著 減・・・自分の体部分の重さに抗し得ないが、それを排するような肢位では自動可能な場合
 - 消 失・・・いかなる肢位でも関節の自動が不能な場合
- ⑰の欄の上肢長は、肩峰尖端より橈骨茎状突起尖端まで、下肢長は前上脛骨棘尖端より脛骨内果尖端までの距離を測ってください。また、上腕囲、前腕囲、下腿囲はその最大周囲径を、大腿囲は膝蓋上縁上10センチメートルの周囲径を測ってください。
- ⑱の欄の脳血管障害などにより言語障害がある場合は、⑳の欄に会話状態などを記入してください。

(関節可動域測定参考図)



⑮欄 肩関節、肘関節、前腕、手関節、股関節、膝関節、足関節の他動可動域による測定値を記入してください。なお、健側と患側を比較して障害の程度を認定することもありますので、右左どちらも記入してください。
 ・筋力の欄は、正常、やや減、半減、著減、消失のうち該当するものに○を記入してください。

日付の記入漏れがないようお願いいたします。

部位	運動の種類	右				左			
		上肢長	前腕	平腕	大腕	上肢長	前腕	平腕	大腕
肩関節	屈伸	○	○	○	○	○	○	○	○
肘関節	屈伸	○	○	○	○	○	○	○	○
前腕	屈伸	○	○	○	○	○	○	○	○
手関節	屈伸	○	○	○	○	○	○	○	○
腕	屈伸	○	○	○	○	○	○	○	○
足関節	屈伸	○	○	○	○	○	○	○	○

⑮欄	日常生活における動作	右	左
1	立つ	○	○
2	歩く	○	○
3	走る	○	○
4	階段を昇る	○	○
5	階段を降りる	○	○
6	椅子に座る	○	○
7	床に寝る	○	○
8	車椅子に座る	○	○
9	車椅子から立ち上がる	○	○
10	杖をついて歩く	○	○
11	杖をついて立つ	○	○
12	杖をついて歩く	○	○
13	杖をついて立つ	○	○
14	杖をついて歩く	○	○
15	杖をついて立つ	○	○
16	杖をついて歩く	○	○
17	杖をついて立つ	○	○
18	杖をついて歩く	○	○
19	杖をついて立つ	○	○
20	杖をついて歩く	○	○
21	杖をついて立つ	○	○
22	杖をついて歩く	○	○
23	杖をついて立つ	○	○
24	杖をついて歩く	○	○
25	杖をついて立つ	○	○
26	杖をついて歩く	○	○
27	杖をついて立つ	○	○
28	杖をついて歩く	○	○
29	杖をついて立つ	○	○
30	杖をついて歩く	○	○
31	杖をついて立つ	○	○
32	杖をついて歩く	○	○
33	杖をついて立つ	○	○
34	杖をついて歩く	○	○
35	杖をついて立つ	○	○
36	杖をついて歩く	○	○
37	杖をついて立つ	○	○
38	杖をついて歩く	○	○
39	杖をついて立つ	○	○
40	杖をついて歩く	○	○
41	杖をついて立つ	○	○
42	杖をついて歩く	○	○
43	杖をついて立つ	○	○
44	杖をついて歩く	○	○
45	杖をついて立つ	○	○
46	杖をついて歩く	○	○
47	杖をついて立つ	○	○
48	杖をついて歩く	○	○
49	杖をついて立つ	○	○
50	杖をついて歩く	○	○
51	杖をついて立つ	○	○
52	杖をついて歩く	○	○
53	杖をついて立つ	○	○
54	杖をついて歩く	○	○
55	杖をついて立つ	○	○
56	杖をついて歩く	○	○
57	杖をついて立つ	○	○
58	杖をついて歩く	○	○
59	杖をついて立つ	○	○
60	杖をついて歩く	○	○
61	杖をついて立つ	○	○
62	杖をついて歩く	○	○
63	杖をついて立つ	○	○
64	杖をついて歩く	○	○
65	杖をついて立つ	○	○
66	杖をついて歩く	○	○
67	杖をついて立つ	○	○
68	杖をついて歩く	○	○
69	杖をついて立つ	○	○
70	杖をついて歩く	○	○
71	杖をついて立つ	○	○
72	杖をついて歩く	○	○
73	杖をついて立つ	○	○
74	杖をついて歩く	○	○
75	杖をついて立つ	○	○
76	杖をついて歩く	○	○
77	杖をついて立つ	○	○
78	杖をついて歩く	○	○
79	杖をついて立つ	○	○
80	杖をついて歩く	○	○
81	杖をついて立つ	○	○
82	杖をついて歩く	○	○
83	杖をついて立つ	○	○
84	杖をついて歩く	○	○
85	杖をついて立つ	○	○
86	杖をついて歩く	○	○
87	杖をついて立つ	○	○
88	杖をついて歩く	○	○
89	杖をついて立つ	○	○
90	杖をついて歩く	○	○
91	杖をついて立つ	○	○
92	杖をついて歩く	○	○
93	杖をついて立つ	○	○
94	杖をついて歩く	○	○
95	杖をついて立つ	○	○
96	杖をついて歩く	○	○
97	杖をついて立つ	○	○
98	杖をついて歩く	○	○
99	杖をついて立つ	○	○
100	杖をついて歩く	○	○

⑯欄 日常生活における動作のa~qは、「○」、「○△」、「△×」、「×」のいずれかを記入し、r~tは、「ア」、「イ」、「ウ」、「エ」のいずれかを○で囲んでください。なお、必ず補助用具を使用しない状態で判断してください。

⑳欄 診断時に判断できない場合は、「不詳」と記入してください。

㉑欄 ㉑欄に書ききれなかった事項や請求者の状態について特記すべきことがあれば記入してください。

⑰欄 使用している補助用具の数字を○で囲み、「ア」が「イ」のいずれかの使用状況を「」内に記入してください。なお、補助用具を使用していない場合は、「8」の数字を○で囲んでください。

㉒欄 脳血管障害などにより言語障害がある場合は、会話状態などをできる限り具体的に記入してください。

㉓欄 現症時の日常生活活動能力だけでなく、労働能力についても必ず記入してください。

記入漏れがないようお願いいたします。

平成 年 月 日
 診療担当科名
 医師氏名
 印

[年金に加入している方
これから加入する方](#)

[年金を受給している方
これから請求する方](#)

[事業主の方](#)

[年金Q&A](#)

[申請・届出様式](#)

[全国の相談・手続き窓口](#)

[電話での
年金相談窓口](#)

[トップ](#) > [全国の相談・手続き窓口](#)

申請・手続きを調べる

- 20歳になった方
- 年金に加入している（する）方
- 事業主の方
- 年金を請求する方
- 年金受給者の方
- 海外に居住する方
- 年金相談をする方

年金のことを調べる

- 年金制度全般
- 加入と保険料納付
- 国民年金
- 厚生年金保険
- <健康保険(協会けんぽ)>
- 年金の受け取り
- 老齢年金
- 障害年金
- 遺族年金
- その他の給付
- これから受給する方（60-65歳）
- 社会保障協定
- 各種特例法

通知書の見方を調べる

**年金記録を調べる
(ねんきんネット)**



今月のアクセスランキング

- 1位 [年金のことを調べる](#)
- 2位 [国民年金保険料](#)
- 3位 [これから受給する方...](#)
[一覧を見る](#)

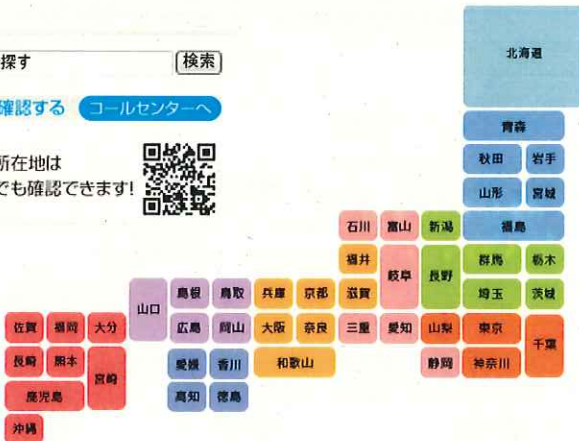
全国の相談・手続き窓口

年金事務所や街角の年金相談センターをさがす

事務所名で探す

[電話で確認する](#) [コールセンターへ](#)

事務所の所在地は
携帯電話でも確認できます!



年金相談は、[ねんきんダイヤル](#)でも受け付けています。

年金事務所の管轄区域

北海道	岩手	宮城	秋田	山形	福島
青森	栃木	群馬	埼玉	新潟	長野
茨城	東京	神奈川	山梨		
千葉	石川	岐阜	静岡	愛知	三重
富山	福井	大阪	兵庫	滋賀	奈良
和歌山	鳥取	岡山	広島	山口	
島根	徳島	香川	愛媛	高知	
福岡	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分
鹿児島	鹿児島	沖縄			


年金相談される時の
お願い


受付時間のご案内


年金事務所の混雑状況

ブロック本部一覧

日本年金機構では、全国を9つのブロックに分けて各ブロックごとにブロック本部を設置しています。
各ブロック本部は、年金事務所等の業務を支援しています。
[所在地（連絡先）や管轄区域はこちら](#)
※年金相談は、全国の年金事務所、街角の年金相談センター、またはねんきんダイヤルで受け付けています。

全国の相談窓口

- [北海道](#)
- [青森](#)
- [岩手](#)
- [宮城](#)
- [秋田](#)
- [山形](#)
- [福島](#)
- [茨城](#)
- [栃木](#)
- [群馬](#)
- [埼玉](#)
- [新潟](#)
- [長野](#)
- [千葉](#)
- [東京](#)
- [神奈川](#)
- [山梨](#)
- [富山](#)
- [石川](#)
- [岐阜](#)
- [静岡](#)
- [愛知](#)
- [三重](#)
- [福井](#)
- [大阪](#)
- [兵庫](#)
- [滋賀](#)
- [京都](#)
- [奈良](#)
- [和歌山](#)
- [鳥取](#)
- [島根](#)
- [岡山](#)
- [広島](#)
- [山口](#)
- [徳島](#)
- [香川](#)
- [愛媛](#)
- [高知](#)
- [福岡](#)
- [佐賀](#)
- [長崎](#)
- [熊本](#)